

令和4年度第2回（第179回）

福岡市都市計画審議会

議 案

令和5年2月10日（金）

天神スカイホール（メインホールB）



# 目 次

議案第9号 福岡広域都市計画道路の変更（市決定）・・・	1
-----------------------------	---



# 議案第9号

## 福岡広域都市計画道路の変更（市決定）

都市計画道路中、3・3・1-29号福岡空港線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・3・1-29	福岡空港線	福岡市博多区大字下臼井字砂原	福岡市博多区立花寺二丁目	福岡市博多区東平尾二丁目	約4,050m	地表式	4車線	22m	幹線街路と平面交差3箇所	
	なお、福岡市博多区大字下臼井及び大字上臼井地内に約 46,300 m <sup>2</sup> の福岡空港前交通広場を設ける										

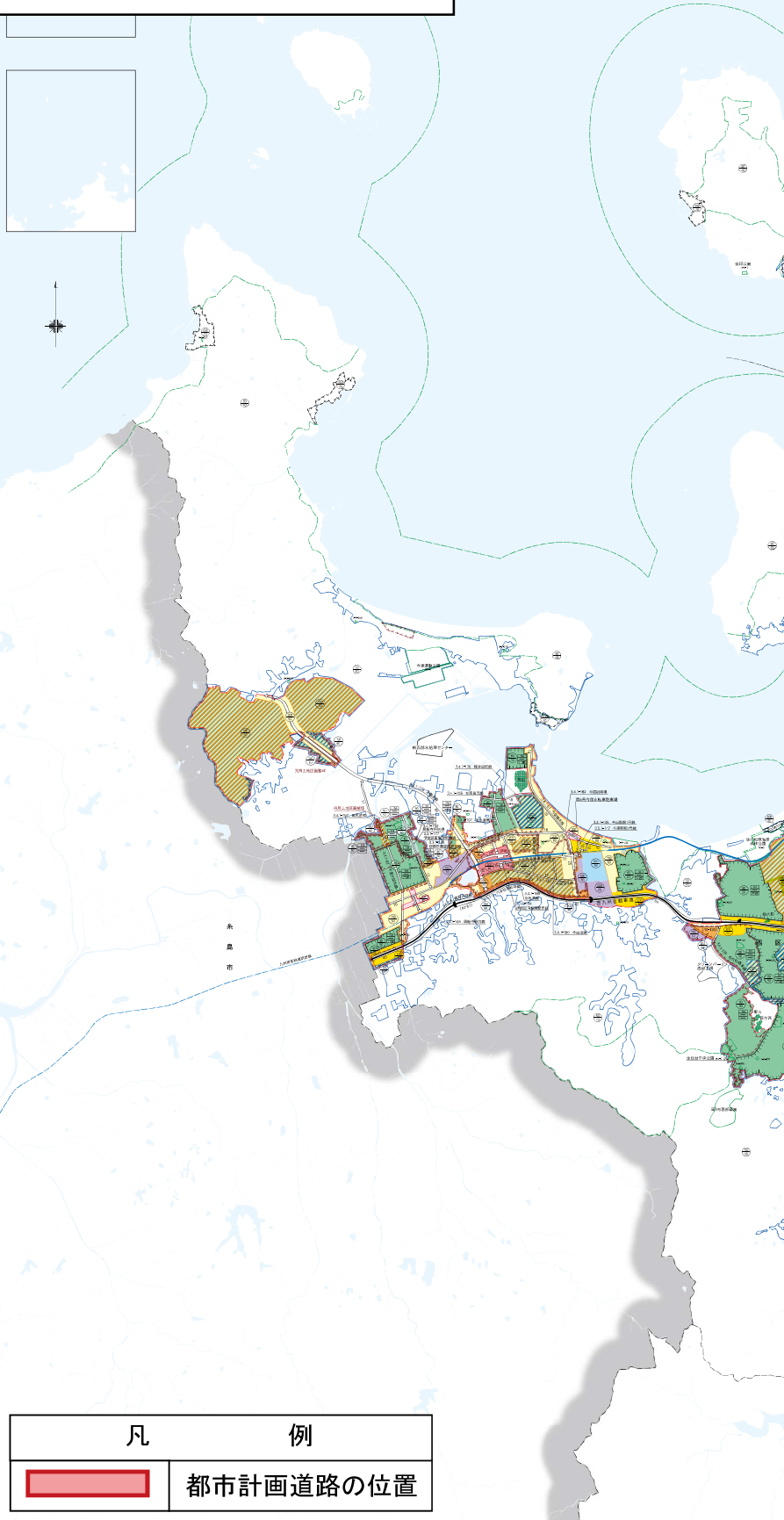
「区域及び構造は計画図表示のとおり」

### 理由

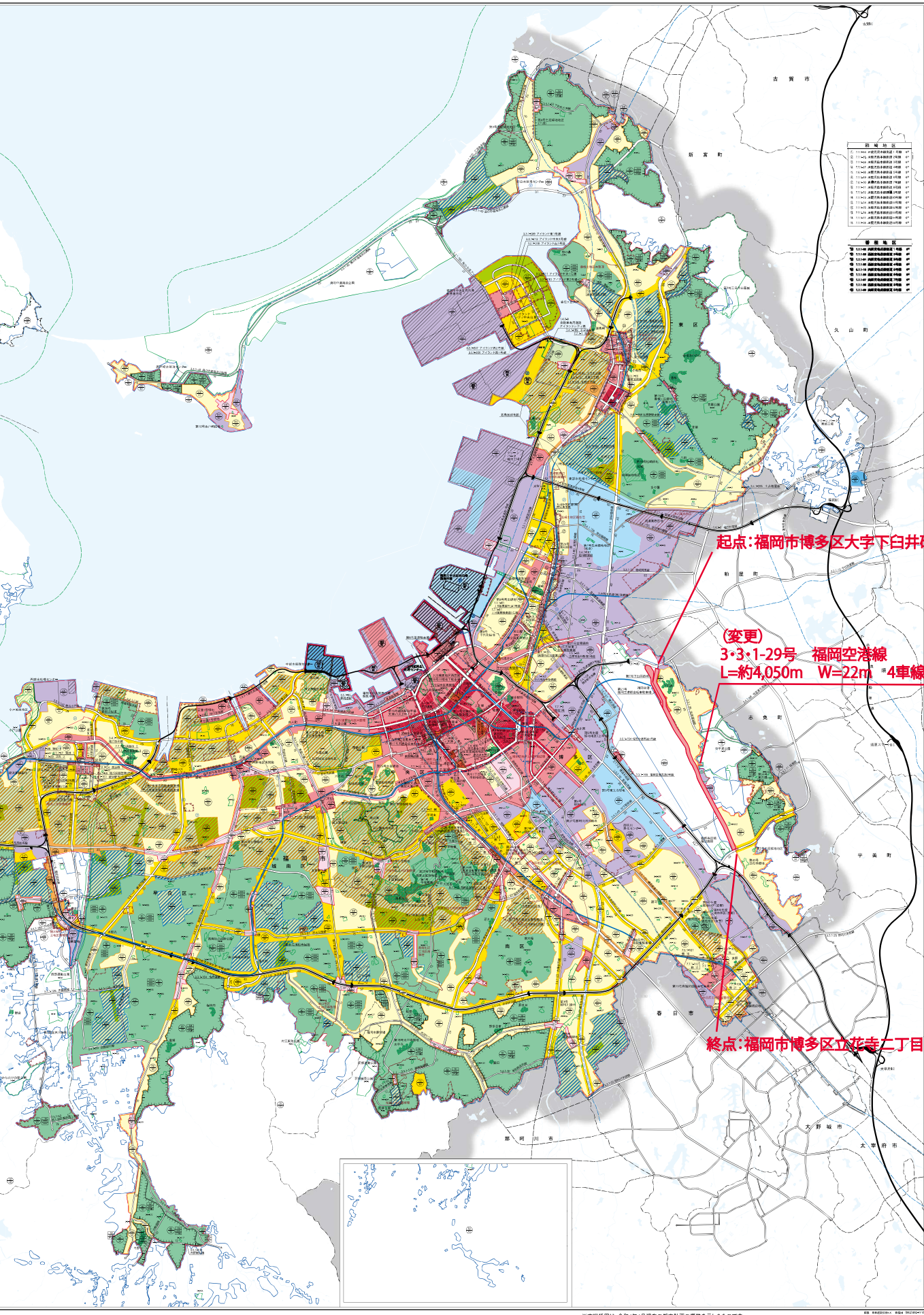
福岡空港を運営する福岡国際空港株式会社が行う空港国内線再整備に併せて、ターミナルビルと連携した交通結節機能を強化し、円滑な交通処理と空港利用者等の安全性や利便性の向上を図ることを目的に、福岡空港前交通広場の区域を変更するものである。

# 福岡広域都市計画道路の変更（市決定）

凡 例	
	市街化区域および市街化調整区域界
	第一種低層住居専用地域(高さの最高限度10M)
	第二種低層住居専用地域(高さの最高限度10M)
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	上段容積率・下段建ぺい率
	外壁の後退距離の最低限度
	最低敷地規模
	戸建住環境形成地区(特別用途地区)
	特別用途地区
	第一種 15 M 高度地区
	第二種 15 M 高度地区
	第一種 20 M 高度地区
	第二種 20 M 高度地区
	高度利用地区
	防火地域
	準防火地域
	風致地区
	特別緑地保全地区
	生産緑地地区
	臨港地区
	流通業務地区
	駐車場整備地区
	都市計画道路
	都市高速鉄道
	公園・緑地・広場・墓園
	公共下水道排水区域
	ポンプ場
	その他の都市施設
	市街地開発事業
	地区計画区域等
	自動車専用道路
	鉄道
	自然公園区域
	市郡界
	区町村界
	上段容積率・下段建ぺい率(市街化調整区域内)
	注)福岡市では、市街化調整区域の容積率、建ぺい率等について、建築物の用途などに応じた緩和規定があります。
	指定区域区分界



凡 例	
	都市計画道路の位置



起点:福岡市博多区大字下臼井砂原

(変更)  
3・3・1-29号 福岡空港線  
L=約4,050m W=22m 4車線

終点:福岡市博多区立花寺二丁目

※本図は、令和4年4月現在の都市計画の概略を示したものです。  
建築や開発等の際には、用途地域等都市計画制度について(問い合わせ先は裏面参照)必ず確認してください。



福岡広域都市計画道路 計画図 S=1/5,000  
(3・3・1-29号 福岡空港線)

1-4-1-3号 都市高速道路3号線  
3-3-1-28号 博多駅志免線

